

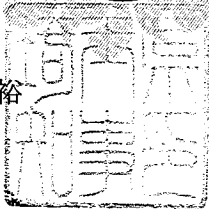
産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都板橋区坂下三丁目 4 番 1 8 号
氏 名 株式会社共立
代表取締役 澤柳 勉



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 6 年 7 月 1 0 日

許可の有効年月日 令和 1 3 年 3 月 2 3 日

1. 事業の範囲

中間処理

蒸留：廃油（廃溶剤及び廃塗料に限る。）、廃プラスチック類（廃塗料に限る。）以上 2 種類
濃縮：廃油（廃溶剤及び廃塗料に限る。）、廃プラスチック類（廃塗料に限る。）以上 2 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県羽生市大沼二丁目 5 7 番 1 以上 1 筆（面積 1, 8 8 5. 8 2 m²）
処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。
(2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指 令 番 号	変 更 内 容
平成21年 3月 24日	指令産廃第1576号	新規許可
平成26年 6月 6日	指令東環第108-9号	更新許可
平成28年 5月 6日	—	変更届(前処理(希釈)の追加)
平成31年 3月 28日	指令東環第122-6号	更新許可
令和 6年 7月 10日	指令東環第24-11号	更新許可(優良認定)

5. 規則第 1 0 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
蒸留施設	4.80m ³ /日 (8時間)	廃油（廃溶剤及び廃塗料に限る。） 廃プラスチック類（廃塗料に限る。） 以上2種類	平成21年 3月24日 _____ _____
濃縮施設	2.94t/日 (8時間)	廃油（廃溶剤及び廃塗料に限る。） 廃プラスチック類（廃塗料に限る。） 以上2種類	平成21年 3月24日 _____ _____

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃油（廃溶剤及び廃塗料に限る。） 廃プラスチック類（廃塗料に限る。） 以上2種類	3.9m ²	2.9m（屋内） (200Lドラム缶×24個)
廃油（廃溶剤及び廃塗料に限る。） 廃プラスチック類（廃塗料に限る。） 以上2種類	10.0m ²	2.9m（屋内） (200Lドラム缶×72個)

(以下余白)